

国際出願促進交付金交付要綱

平成26年	3月	5日	20140219特第3号
平成27年	3月	13日	20150304特第2号(改正)
平成30年	6月	27日	20180618特第2号(改正)

国際出願促進交付金交付要綱

(通則)

第1条 国際出願促進交付金（以下「交付金」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 交付金は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号。以下「国際出願法」という。）第2条に規定する国際出願（以下「国際出願」という。）をする小規模企業、ベンチャー企業及び個人事業主（以下「小規模企業等」という。）に対し、国際出願又は国際出願法第10条に規定する国際予備審査（以下「国際予備審査」という。）の請求に要する経費の一部を交付することにより、我が国の産業競争力を強化することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 交付金は、次項の要件に該当する小規模企業等が、別表1で定める技術の分野に属する発明に係る日本語でされた国際出願（出願人が2人以上ある場合にあっては、出願人のいずれもが次項の要件に該当する小規模企業等であるものに限る。）をした場合（この要綱の施行後に国際出願したものに限る。）又はその国際出願について国際予備審査の請求をした場合において、国際出願法第18条第2項（同項の表2の項に掲げる部分を除く。）の規定に基づいて納付した手数料（同項に規定する同表の第4欄に掲げる金額に限る。）を交付の対象とする。

2 交付の対象に関する小規模企業等の要件は、次のとおりとする。

(1) 個人にあっては、国際出願をする日において次のいずれかに該当すること。

ア 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下であること。

イ その事業を開始した日以後10年を経過していないこと。

(2) 法人にあっては、国際出願をする日において、次のいずれかに該当すること、及び当該法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の2分の1以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を単独で所有する関係又はその発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の3分の2以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を共同で所有する関係を有する法人がないこと。

ア 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下であること。

イ 資本金の額又は出資の総額（資本金又は出資を有しない法人にあっては、前事業年度末の貸借対照表（設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号に規定する確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない法人にあっては、成立時の貸借対照表）に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に

係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。)の100分の60に相当する金額)が3億円以下の法人であって、その設立の日以後10年を経過していないこと。

(交付額)

第4条 交付金の交付額は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和53年経済産業省令第34号。以下「国際出願法施行規則」という。)第79条又は第81条に掲げる手数料の金額の3分の2に相当する額とする。

2 前項の規定により算定した手数料の金額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付金交付申請書に別表2に定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、書面により経済産業大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、国際出願に係る手数料を交付の対象とする場合は、国際出願の原本が国際事務局へ送付された後であって国際出願法施行規則第79条に掲げる金額を納付した日から6月以内に、国際予備審査に係る手数料を交付の対象とする場合は、国際予備審査請求書が国際事務局へ送付された後であって同規則第81条に掲げる金額を納付した日から6月以内に、それぞれ差し出さなければならない。

(交付決定の通知及び交付金の交付)

第6条 大臣は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、予算の範囲内で交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、申請者に対し様式第2による交付金交付決定通知書を通知した上で、交付金を交付する。

2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消等)

第7条 大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 申請者が、本要綱又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、当該交付金の交付に係る要件を満たさないことが判明した場合。

2 大臣は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年5パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、大臣から交付金の返還を命ぜられた者は納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。
- 5 大臣から交付金の返還を命ぜられた者が、これを納期日までに納付しなかったときは、大臣は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年5%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 6 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 7 大臣は、第3項又は第5項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(関連書類等の保存期間)

第8条 交付金の交付を受けた者は、当該交付金の交付に関する書類を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関するその他の必要な事項は、大臣が必要に応じて定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

別 表 1

- 第1項 (時計・計測一般、測長・測量、距離測定、流れ・力の測定、電気測定、物理的測定、光学的測定等)
- 第2項 (電子管、表示制御、半導体露光、光学的画像処理、原子力等)
- 第3項 (機械分析、化学分析、診断機器、画像診断等)
- 第4項 (電子写真材料、マーキング、写真、フォトレジスト、光学要素、レンズ・光学系、カメラ、EL素子等)
- 第5項 (発光素子、受光素子、光制御、液晶等)
- 第6項 (電子写真(工程・制御)、印刷、インクジェットプリンター、プリンター一般等)
- 第7項 (農機、栽培、木材、土木施工、土木構造物等)
- 第8項 (パチンコ・スロットマシン、ゲーム、運動・遊具、事務用品等)
- 第9項 (建築構造、建築物等の仕上げ、建具、住宅機器等)
- 第10項 (制御・警報、電動車両の制御、交通システム、電動機・発電機、電動機・発電機制御等)
- 第11項 (燃料供給装置、内燃機関制御、排気処理、エンジン部品、タービン、車両統合制御、流体機械、流体制御等)
- 第12項 (車体構造、二輪車、船舶、車両基盤、操向・安全、レスキュー、ハイブリッド電気車両等)
- 第13項 (軸受、変速機制御、伝動機構、制動、防振等)
- 第14項 (研削加工、工作機械一般、溶接、ロボティクス、制御・組立等)
- 第15項 (運搬・実装、扛重、コネクタ、スイッチ等)
- 第16項 (紙送り、被服・繊維機械、包装応用、容器一般等)
- 第17項 (生活家電、照明回路、照明機器、生活用品、チェック装置等)
- 第18項 (給湯、管一般、調理、加熱、空調、冷凍等)
- 第19項 (医薬注入、物理療法、手術、補綴等)
- 第20項 (触媒、無機化合物、蒸着・単結晶成長、コンクリート、セラミックス、ガラス等)
- 第21項 (精錬・鋳造・圧延、合金製造、熱処理・炉、合金・溶接材料、表面処理等)
- 第22項 (燃料電池システム、電極、活物質、リチウム電池、アルカリ電池、燃料電池、電池の要素・実装、電線、電線の製造等)
- 第23項 (半導体素子、半導体集積回路、半導体素子の製造、半導体素子の実装、熱電素子、超電導素子、圧電素子、磁気抵抗効果素子等)
- 第24項 (化合物含有医薬、蛋白・抗原抗体含有医薬、製剤・医療材料、化粧品、バイオテクノロジー、微生物・酵素、食品等)
- 第25項 (有機化合物の製法、農薬・染料、石油化学、応用有機材料、インク、接着剤、固体廃棄物、乳化・分散・マイクロカプセル等)
- 第26項 (膜、水処理、固体分離、濾過・液分離、排ガス、処理操作一般、混合等)
- 第27項 (高分子処理、樹脂成形、タイヤ、発泡成形等)
- 第28項 (縮合系高分子(熱可塑性系、熱硬化系)、付加系高分子(特殊)、高分子組成物、重合・

触媒等)

第29項 (繊維、積層体、塗装、皮革、紙等)

第30項 (有機化合物、医薬等)

第31項 (電子商取引、業務システム、金融・決済、検索装置、言語処理等)

第32項 (マンマシンインターフェイス、計算機細部等)

第33項 (ソフト開発・AI、ハード・中核ソフト、ICカード、メモリ回路・信憑性、メモリ制御、コンピュータセキュリティ、DRM、暗号、デバイス転送制御等)

第34項 (移動体通信、電話システム、警報、基礎伝送回路、パルス回路、増幅器等)

第35項 (送配電、充放電、電路の調整 (インバータ、コンバータ、電流・電圧の調整)、電線の据付等)

第36項 (データ伝送、デジタル変調、符号変換、伝送方式、マイクロ波、データネットワーク等)

第37項 (ビデオ規格、ビデオ配信、TVカメラ、TV細部、音響、楽器・音声処理、情報記録等)

第38項 (画像処理、FAX、CG、CAD等)

第39項 (抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置の筐体等)

別表 2

要件	提出する証明書類	
①小規模の個人事業主	・小規模企業者の要件に関する証明書（別添）	
②事業開始後10年未満の個人事業主	・事業開始届（個人が新たに事業を始めたときに納税地を所轄する税務署長に提出する書類）の写し	
③小規模企業（法人）	会社（株式会社等）	・小規模企業者の要件に関する証明書（別添） ・法人税確定申告書別表第2の写し 又は株主名簿・出資者の名簿
	協同組合（出資を有する場合）	・小規模企業者の要件に関する証明書（別添） ・法人税確定申告書別表第2の写し 又は出資者の名簿
	資本又は出資を有しない法人（財団法人、社団法人等）	・小規模企業者の要件に関する証明書（別添）
④設立後10年未満で資本金3億円以下の法人	会社（株式会社等）	・定款又は法人の登記事項証明書 ・法人税確定申告書別表第2の写し 又は株主名簿・出資者の名簿
	協同組合（出資を有する場合）	・定款又は法人の登記事項証明書 ・法人税確定申告書別表第2の写し 又は出資者の名簿
	資本又は出資を有しない法人（財団法人、社団法人等）	・前年度の貸借対照表 ・定款（寄附行為）又は法人の登記事項証明書

※添付書類を特許料軽減申請書等（産業競争力強化法施行令（平成26年政令第13号）第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、特許法施行令（昭和35年政令第16号）第15条又は特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号）第1条の3に規定する手続を含む。）の提出に係る手続において既に特許庁長官に提出した者又は本要綱第5条第1項の規定による交付金交付申請書の提出に係る手続において既に大臣に提出した者は、当該添付した書類に変更がないときは、交付金交付申請書にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。ただし、大臣は特に必要があると認めるときは、当該書面の提出を命ずることができる。

様式第 1

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名 印

国際出願促進交付金交付申請書

国際出願促進交付金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、国際出願促進交付金の交付について下記のとおり申請します。また、交付申請に関する誓約事項について誓約します。

交付申請に関する誓約事項

- (1) 国際出願促進交付金に関する報告や調査について、大臣から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 交付金の交付に関する書類等を交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管し、大臣から求めがあった場合には、提出します。
- (3) 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
 - ① 交付申請書、その他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - ② 対象手数料を適正に納付していないことが判明した場合
 - ③ 必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
 - ④ 大臣による調査に応じない場合
- (4) 以下の国際出願促進交付金の交付に係る個人情報の取扱いについて同意します。

経済産業省は、国際出願促進交付金を交付するために、対象小規模企業等から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

記

1. 国際出願番号
2. 国際出願日
3. 当該出願の技術の分野（※1）
4. 交付申請の対象となる手数料及び納付済金額 ○○手数料 円
5. 交付申請額（交付請求額）（※2） 円
6. 提出書類の目録
7. 交付金の振込先

金融機関名：○○銀行 口座種別：普通 or 当座

口座番号：○○○○○○○○

口座名義人：トッキョタロウ

口座名義人の住所：

口座名義人の連絡先：

- ※1. 当該発明の属する技術の分野を国際出願促進交付金交付要綱別表1の第1項から第39項までの中から選択し、例えば「第1項」のように記載してください。なお、技術の分野が複数ある場合は、複数記載してください。
- ※2. 項番4に記載した納付済金額の3分の2に相当する額を記載してください。算定した金額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨ててください。

様式第2

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

経済産業大臣 名

平成 年度国際出願促進交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け申請のありました国際出願促進交付金については、国際出願促進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付金の交付の対象となる手数料の内容は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました国際出願促進交付金交付申請書に記載のとおりとします。

国際出願番号 PCT/J P〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇
交付申請の対象となる手数料及び納付済金額 〇〇手数料 金〇〇〇, 〇〇〇円

2. 交付金の交付決定額は、次のとおりとします。

交付金の額 金〇〇, 〇〇〇円

3. 交付金の交付を受けた者は、交付要綱の定めるところに従わなければなりません。
なお、交付要綱に違反する行為がなされた場合、交付要綱第7条の規定により、交付決定の取消、交付金の返還の措置が講じられ得ることに留意してください。